

## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 8 年 7 月 31 日

さいたま地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

### 記

1 犯罪被害財産支給手続番号   さいたま地方検察庁   令和 8 年第 1 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日   令和 8 年 7 月 31 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和 6 年 5 月 1 日から同月末頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人が氏名不詳者らと共謀の上、金融機関職員等になりすまして還付金振込手続のためにキャッシュカードを新しいものに交換する必要があるなどと電話でうそを言い、キャッシュカードを詐取した上、現金自動預払機から現金を窃取した行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 市役所ないし区役所職員を名のって、被害者方固定電話に電話をかけ、還付金がある旨のうそを言う。

(2) 金融機関職員を名のって、被害者方に電話をかけ、還付金振込手続のためにキャッシュカードを新しいものと交換する必要がある旨うそを言う。

(3) 金融機関職員になりすまし、キャッシュカードを回収するため被害者方を訪れる。

- (4) 返還手続依頼書を記載させた上、キャッシュカードを手交させる。
- (5) だまし取ったキャッシュカードを使い、現金自動預払機から出金する。

5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金 50 万円

6 支給申請期間 令和 8 年 7 月 31 日から同年 8 月 31 日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 さいたま地方裁判所
- (2) 裁判年月日 令和 7 年 6 月 30 日
- (3) 確定年月日 令和 7 年 11 月 8 日
- (4) 被告人の氏名 田中 杏菜
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、令和 6 年 5 月 2 日頃から同月 17 日頃までの間に

ア 氏名不詳者らが被害者方固定電話に電話をかけ、市役所職員や金融機関職員等を名のり、キャッシュカードを新しいものと交換する必要がある、金融機関職員がキャッシュカードを受け取りに行く旨うそを言い、金融機関職員になりすました被告人が被害者方を訪れ、合計 4 名の被害者からキャッシュカードの交付を受け、人を欺いて財物を交付させ

イ だまし取ったキャッシュカードを利用して現金を窃取しようと考え、現金自動預払機にキャッシュカードを挿入し、現金合計 686 万 9,000 円を窃取した行為。

(罪名) 詐欺、窃盗

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒330－8572 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

さいたま地方検察庁 刑事政策総合支援室 電話番号 048－863－2221（代表）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（さいたま地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（さいたま地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。